

品川区議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(傍聴人の定員)</p> <p>第4条 傍聴人の定員は、77人（車椅子席4人を含む。）とする。</p> <p>2 <u>大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき、ヘルメットその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、または着用している者</u></p> <p>(3) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(4) <u>その他会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 <u>議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号および第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p>3 <u>議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u></p> | <p>(傍聴人の定員)</p> <p>第4条 傍聴人の定員は、77人（車椅子席4人を含む。）とする。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者</p> <p>(2) <u>はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者</u></p> <p>(3) <u>はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者</u></p> <p>(4) <u>ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（第8条の規定により、許可をうけた者を除く。）</u></p> <p>(5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</u></p> <p>(6) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(7) <u>その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、<u>静粛を旨とし</u>、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対して拍手<u>その他</u>の方法により公然と可否を表明し、または議場に現在する者に対して<u>示威的行為</u>をしないこと。</p> <p>(2) <u>私語、騒ぎ立てる等の行為</u>をしないこと。</p> <p>(3) 飲食 (<u>体調管理のための水分補給を除く。</u>)、喫煙、または談笑しないこと。</p> <p>(4) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、または音を発しない状態にすること。</u></p> <p>(5) <u>みだりに席を離れないこと。</u></p> <p>(6) <u>その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、または他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(撮影、録音等の許可)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席において<u>写真の撮影、録音または録画</u>をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を受けなければならない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第9条 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければならない。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> | <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対して拍手<u>そのほか</u>の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) <u>騒ぎ立てないこと。</u></p> <p>(3) 飲食、喫煙、または談笑しないこと。</p> <p>(4) <u>みだりに席を離れないこと。</u></p> <p>(5) <u>その他議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(撮影、録音等の許可)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席において<u>写真、映画等を撮影し、ラジオ、テレビ等の録音もしくは録画または中継</u>をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を受けなければならない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第9条 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わなければならない。</p> |

品川区議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(傍聴人)</p> <p>第2条 委員会を傍聴しようとする者(議員を除く。)は、委員会傍聴券(以下「傍聴券」という。)の交付を受け、これを所持しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(傍聴できない者)</p> <p>第4条 次に該当する者は、委員会室に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき、ヘルメットその他の委員会室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、または着用している者</u></p> <p>(3) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(4) <u>その他会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 <u>委員長は、必要と認めるときは、委員会を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号および第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p>3 <u>委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室</u></p> | <p>(傍聴人)</p> <p>第2条 委員会を傍聴しようとする者(議員および報道関係者を除く。)は、委員会傍聴券(以下「傍聴券」という。<u>別記様式</u>)の交付を受け、これを所持しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(傍聴できない者)</p> <p>第4条 次に該当する者は、委員会室に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者</p> <p>(2) <u>はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者</u></p> <p>(3) <u>はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者</u></p> <p>(4) <u>ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者(第6条の規定により、許可を受けた者を除く。)</u></p> <p>(5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</u></p> <p>(6) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(7) <u>その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p><u>を禁止することができる。</u> <u>(傍聴人の守るべき事項)</u></p> <p>第5条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、または委員会室に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</p> <p>(2) 私語、騒ぎ立てる等の行為をしないこと。</p> <p>(3) 飲食（<u>体調管理のための水分補給を除く。</u>）、喫煙、または談笑しないこと。</p> <p>(4) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、または音を発しない状態にすること。</u></p> <p>(5) みだりに席を離れないこと。</p> <p>(6) その他委員会室の秩序を乱し、<u>会議を妨害し、または他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u> <u>(撮影、録音等の制限)</u></p> <p>第6条 傍聴人は特別の理由があつて委員会室において<u>写真の撮影、録音または録画をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(係員の指示)</u></p> <p>第7条 <u>傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。</u></p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p><u>付 則</u> <u>この規則は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> | <p><u>(傍聴人の守るべき事項)</u></p> <p>第5条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。</p> <p>(2) <u>騒ぎ立てないこと。</u></p> <p>(3) 飲食、喫煙、または談笑しないこと。</p> <p>(4) みだりに席を離れないこと。</p> <p>(5) その他委員会の秩序を乱し、<u>または議事の妨害となるような行為をしないこと。</u> <u>(撮影、録音等の制限)</u></p> <p>第6条 傍聴人は特別の理由があつて委員会室において<u>写真、映画等を撮影し、ラジオ、テレビ等の録音もしくは録画または中継をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p><u>別記様式</u></p> |